

北大阪急行電鉄株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限変更認可申請に係る審議
(第5回)

1. 日 時

平成29年2月21日(火) 10時30分～10時35分

2. 場 所

国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

原田尚志(会長)、牧満(会長代理)

松田英三、河野康子、根本敏則、山田攝子

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審理室 堀家審理室長、川崎調査官、木村課長補佐

4. 議事概要

- 事案処理職員から答申案について説明を聴取した後、審理の結果、申請どおり認可することが適当である旨答申することとした。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。